

委託契約条項

(総則)

第1条 乙は、この契約に定めるところにより、頭書の業務を誠実に履行し、甲は、乙に対する責務を履行しなければならない。

2 別紙仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

(契約期間)

第2条 業務の契約期間は、契約締結日から令和14年2月29日までとする。

2 本システムの納入期限は令和9年2月28日までとし、借入期間は令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

3 本契約に基づき、甲が乙に対して契約金額を支払う対象の期間は、前項の借入期間とする。なお、納入日から借入開始日までは試験運用期間とし、支払対象とはしない。

(契約金の支払)

第3条 乙は、甲に対し、契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約料金を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により契約料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

(債権債務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲は、この契約に基づき取得した目的物を自由に使用し、これを使用するときその内容を変更することができる。

(保守等)

第5条 乙は、甲にシステムの適切な操作方法を指導するとともに、甲が常時良好な状態でサービスを受けられるようにシステムの保守管理に精通した人員による定期的な保守点検等を行わなければならない。なお、保守点検等の作業を実施した際は、翌月末までに作業報告書を提出すること。

2 前項に掲げるもののうち定期的な保守点検については、毎年4月20日までに今年度の定期保守点検実施計画書及び前年の定期保守点検報告書を提出しなければならない。なお、令和13年度の定期点検実施状況報告については、契約満了日までに提出すること。

3 点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合には、甲乙協議の上、代替物の

提供等により、速やかに甲がシステムを利用可能な状態を確保すること。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、業務について別紙仕様書の不備、不測の支障の発生その他正当な理由がある場合には、甲に対し業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(業務従事者)

第7条 乙は、本契約締結後、仕様書の定めにより、主任技術者及び現場責任者を選任し、書面によって甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき、本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務の遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3 乙は、業務の遂行上、業務従事者が甲の管理する施設等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規定等を業務従事者に遵守させるものとする。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要がある場合には、業務に関して、乙に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(事故発生の報告)

第9条 乙は、本業務の実施に当たり事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担)

第10条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

2 乙は、甲が、故意又は重過失によってシステムに損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

3 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

(契約の解除等)

第11条 契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合、若しくはその他甲又は乙にやむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除する場合には、原則として1か月前に文書によって相手方に通知するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

第12条 前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第14条第1項及び第2項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められ

るとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは乙は契約金額の100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、契約金額の100分の20の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

（契約の費用）

第14条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（特許権等の使用）

第15条 業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、乙は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第16条 乙は、業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

2 乙は、本業務に関するすべての情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。

3 乙は、前2項について事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（資料等の提供及び返還）

第17条 甲は、乙から本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、無償でこれらの提供を行う。

2 甲から提供を受けた資料等（次条第1項により複製又は改変したものを含む。）が本業務遂行上不要となった場合は、乙は遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従

った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第18条 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等（第22条に定める個人情報を除く。）を本業務遂行上必要な範囲で複製し、又は改変することができる。

2 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、又は保管しなければならない。

3 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を本業務以外の用途に使用してはならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第19条 乙は、契約が終了したときは、乙の保有する記録媒体上に存在する本業務に係る一切の情報を消去しなければならない。

(機器等の撤去)

第20条 乙は、第2条、第11条又は第12条の規定によりこの契約が終了した場合は、機器及び乙の所有に属する消耗品を速やかに撤去しなければならない。

(引継データ類の作成)

第21条 乙は、第2条、第11条又は第12条の規定によりこの契約が終了した場合は、次期システムに移行するためのデータ類を作成し、甲に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第23条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別紙仕様書に定める「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は

契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。